

第9章 方法書についての市長の意見と 事業者の見解

第9章 方法書についての市長の意見と事業者の見解

平成30年2月9日付け29千環環保第2036号で通知された方法書に対する千葉市長意見及びそれに対する事業者の見解は、以下のとおりである。

千葉市北谷津新清掃工場建設に係る環境影響評価方法書に対する意見

本事業は、千葉市若葉区において、平成28年度末に停止した千葉市北谷津清掃工場を解体・撤去し、同跡地に、安定的なごみ処理体制の3用地2清掃工場運用体制を新たに構築するため、焼却能力585トン/日の清掃工場を設置する計画である。

本事業実施区域周辺には、農地や山林があるほか一部住宅も存在し、さらに、当該区域から約1km以内の場所には、保育施設や小学校等を有する大規模な住宅地（千城台東）が広がっているほか、御茶屋御殿や加曽利貝塚公園等の史跡が点在している。

また、隣接する大草谷津田いきものの里は、ふるさとの原風景が残り、多種多様な動植物が生息する貴重な谷津田であり、ボランティアによる管理や四季を通じた自然観察会が実施されるなど市民と自然との触れ合いの場としても活用されている。

このため、事業実施にあたっては、地域住民の生活環境への影響をできる限り回避・低減するとともに、谷津田の環境の保全等に対する配慮が必要である。

事業者は、以上の地域特性を踏まえ、以下の点について十分に検討を行い、適切に調査・予測・評価を実施し、その検討経過も含め、環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）を作成すること。

事業者の見解

本事業は、既存施設の用地を活用した新清掃工場を建設するものであり、北清掃工場及び新港清掃工場は安定的に運用させ、それぞれの施設の老朽化による廃止時期に合わせ、計画的に代替施設の整備を行うものです。

当該事業実施区域周辺には、農地や山林、住宅が存在しており、約1km以内の場所には保育施設や小学校等の保全対象施設を有する大規模な住宅地が広がっているほか、御茶屋御殿や加曽利貝塚公園等の史跡が存在します。

また、植物・動物の生育・生息環境であり、市民と自然との触れ合いの場としても活用され

ている大草谷津田いきものの里が隣接しています。

これらを踏まえ、地域住民の生活環境への影響をできる限り回避・低減し、谷津田の環境の保全等に配慮するため、環境影響評価方法書に基づき、調査・予測・評価を実施し、その検討経過も含め、準備書を取りまとめました。

<総論>

1. 処理方式に関すること

環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）において示された処理方式は、一つに絞り込まれていないことから、処理方式の決定にあたっては、方法書等に対する意見を踏まえ、可能な限り環境に配慮した方式を選ぶこと。

また、当該施設の運転条件を明らかにし、選定した処理方式において最も環境に影響を与える場合を想定した予測及び評価を実施すること。

事業者の見解

方法書においては、処理方式を一つに絞り込んでいませんでしたが、方法書等に対する意見を踏まえ、配慮書での検討結果を発注関連資料として添付するなど環境面にも配慮した上で事業者の選定を行い、シャフト炉式ガス化溶融方式に決定しました。

準備書では、本施設の運転条件を明らかにし、シャフト炉式ガス化溶融炉方式において最も環境に影響を与える場合を想定して、予測及び評価を実施しました。（2-16頁参照）

<各論>

1. 大気質に関すること

- （１）既存建物の解体にあたっては、粉じんの飛散防止対策に万全を期すようその内容を検討し、準備書において明らかにすること。また、石綿及びダイオキシン類等の除去については飛散・漏えいの防止対策の徹底を図るとともに、具体的な方法を準備書において明らかにすること。

事業者の見解

既存建物の解体にあたって、粉じんの飛散防止対策について万全を期すよう検討し、準備書にその内容を記載しました。さらに、環境影響評価の項目として、解体機械及び建設機械の稼働に伴う粉じんを選定し、上記の飛散防止対策を踏まえた上で、影響の予測・評価を行いました。（11-8～15頁参照）

また、石綿及びダイオキシン類の除去については、飛散・漏えい防止対策の具体的な方法を準備書に記載し、工事の実施にあたってはその徹底を図るものとします。(2-30～32頁参照)

(2) 旧施設稼働時と比較してごみ運搬車両が増加する計画であり、総排出ガス量が増加する可能性があることから、廃棄物の搬出入における大気質の評価結果を踏まえ、搬入経路等の配慮など適切な環境保全措置を検討すること。

事業者の見解

廃棄物の搬出入における大気質の評価結果は、整合を図るべき基準（環境基準）を満足するものとなりました。

なお、予測の結果には反映されていませんが、環境影響の更なる低減のため、今後の車両の導入にあたっては、大気環境への負荷が少ない天然ガス車を優先的に導入し、電気自動車や燃料電池車等についても、ごみ搬入車両における技術的な動向をみながら、長期的な視点で様々な車種について検証した上で導入する、などの措置を講じる計画としており、これらの内容についても準備書に記載しました。(11-113～119頁参照)

(3) 施設稼働に伴い発生する排ガスの大気質について、その調査地点の選定理由を準備書において明らかにすること。

事業者の見解

現地調査地点の設定にあたっては、対象事業実施区域における風特性及び周辺地域の住居等の分布状況を考慮し、大気質の面的な状況を把握できるように設定しました。具体的には、対象事業実施区域と風況が類似していると考えられる周辺の一般環境大気測定局（千城台北小学校）における風の状況から、主風向となる東北東、西南西を基本に、これに直交する南南東、北北西の4方向を基本とし、これに住宅等の分布状況等を踏まえて選定しており、この内容について準備書に記載しました。(11-49頁参照)

2. 騒音・振動に関すること

旧施設稼働時と比較してごみ運搬車両が増加する計画であることから、廃棄物の搬出入における騒音・振動については、車両の通行量の時間的な分布等を明らかにしたうえで予測・評価し、車両から発生する騒音・振動が周辺環境に与える影響を可能な限り低減できるよう適切な環境保全措置を検討すること。

事業者の見解

廃棄物の搬出入における騒音・振動について、車両の通行量の時間的な分布等を明らかにした上で、予測・評価を実施しました。その結果、騒音については一部の地点で整合を図るべき基準（環境基準）を超過するものの騒音レベルの増加量は1.0デシベル以下となり、振動については、整合を図るべき基準（要請限度）を満足するものとなりました。

本事業では、環境影響の更なる回避・低減のための環境保全措置として、今後の車両の導入にあたっては、環境への負荷が少ない天然ガス車を優先的に導入し、電気自動車や燃料電池車等についても、ごみ搬入車両における技術的な動向をみながら、長期的な視点で様々な車種について検証した上で導入する、などの措置を講じる計画としており、周辺環境に与える影響を可能な限り低減できるよう配慮してまいります。（11-180～184、11-220～223頁参照）

3. 生物への影響に関すること

- （１）対象事業実施区域内及びその周辺の植物種及び動物種について、可能な限り影響を及ぼさないよう配慮するとともに、大草谷津田いきものの里内の「湿地」が底生生物の調査等に含まれていないことから、調査地点として「湿地」とされている地点を追加すること。

事業者の見解

工事計画及び事業計画の検討並びに事業の実施にあたっては、対象事業実施区域内及びその周辺の植物種及び動物種について、可能な限り影響を及ぼさないよう配慮してまいります。

現地調査の実施にあたっては、大草谷津田いきものの里内の「湿地」を調査地点として追加しました。（11-398頁参照）

また、予測の結果には反映されていませんが、環境影響の更なる低減のため、重要な種の移設にあたっては、専門家の指導・助言や最新の知見をもとに、移植対象種に適した移植方法を検討するとともに、環境の類似性、保全対象種の生育の有無、土地の担保性を考慮して、移植候補地を選定するなど、移植成功率を高めるために努力するなどの措置を講じる計画としてお

り、これらの内容についても準備書に記載しました。(11-302～304、388、389頁参照)

(2) 動植物の調査・予測・評価については、年ごとに生息状況の変動が大きい生物がいる可能性があることから、調査等にあたり配慮すること。

事業者の見解

動植物の調査・予測・評価については、年ごとに生息状況の変動が大きい生物がいる可能性に配慮し、現地調査と合わせて既存資料により地域の動植物の状況を把握し、予測・評価を実施し、準備書に記載しました。(11-270～304、11-305～389頁参照)

4. 廃棄物等に関すること

既存施設の解体及び施設稼働に伴い発生する廃棄物については、可能な限り再資源化に努めるとともに、具体的な再生利用方法を準備書において明らかにすること。

事業者の見解

工事計画及び事業計画の検討並びに事業の実施にあたっては、廃棄物を可能な限り再資源化するよう努めます。(2-33頁参照)

また、環境影響評価の項目として、工事中（切土等及び工作物等の存在、廃棄物の発生）及び供用時（廃棄物の発生）における廃棄物等を選定し、予測・評価において、発生する廃棄物について具体的な再生利用方法を整理し、準備書に記載しました。(11-459～465頁参照)

5. 景観に関すること

計画施設は、周辺環境と調和し、かつ、シンボリックなデザインとする計画となっていることから、意匠・色彩を含めて、検討した結果を準備書において明らかにすること。

事業者の見解

既存施設の建屋及び煙突が計画施設に入れ替わることから、景観の構成要素に変化はないものの、建物及び煙突の規模が大きくなるため、建物については大きな壁面の分節化や彩度の落ち着いた色彩、道路沿いに植栽帯を設けるなどの配慮を行いました。また、煙突については、空に溶け込む淡い色彩を基調にスカイブルーのストライプでアクセントをつけ、シンボリックなデザインとなるよう配慮を行いました。これらを踏まえ、景観の予測・評価を行い、準備書に記載しました。(11-433～453頁参照)

6. 温室効果ガスに関すること

(1) 事業全体の温室効果ガスの排出低減について検討し、その内容を準備書において明らかにすること。

事業者の見解

事業全体の温室効果ガスについて、排出量（廃棄物焼却、燃料の燃焼及び電力使用）と削減量（電力供給及び熱供給）を整理し、排出低減について検討を行い、予測・評価を行い、また、参考として、市内焼却施設全体での排出量の程度についても併せて予測を行いました。

また、予測の結果には反映されていませんが、環境影響の更なる低減のため、屋上を利用した太陽光発電や小型風力発電機を備えた街路灯の設置など、再生可能エネルギーを積極的に導入し、計画施設内の機器に使用する、などの措置を講じる計画としており、これらの内容についても準備書に記載しました。（11-469～473頁参照）

(2) 温室効果ガス排出量の算定にあたり参考とする「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」は随時更新されることから、算定時には最新のものを使用すること。

事業者の見解

温室効果ガス排出量の算定にあっては、最新版である「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル（Ver 4.4）」（令和元年7月 環境省、経済産業省）及び、廃棄物処理施設の温室効果ガス算定にあたって参考とされる「廃棄物処理部門における温室効果ガス排出抑制等指針マニュアル」（2012年3月 環境省）を使用し、算定を行いました。（11-466頁参照）